

静岡県東部運転免許センターほかの電気需給契約書（案）

静岡県（以下「甲」という。）と_____（以下「乙」という。）との間に次のとおり、静岡県東部運転免許センターほかの電気需給契約を締結する。

（契約の目的）

第1条 乙は、静岡県東部運転免許センターほかで使用する電気を供給する。

（電気方式等）

第2条 受電電気方式、受電使用電圧、計量電圧、標準周波数、予定使用電力量、予定契約電力、契約期間、入札保証金及び契約保証金は次のとおりとする。

受電電気方式	別添仕様書のとおり
受電使用電圧	別添仕様書のとおり
計量電圧	別添仕様書のとおり
標準周波数	別添仕様書のとおり
予定使用電力量	別添仕様書のとおり
予定契約電力	別添仕様書のとおり
契約期間	令和6年4月1日(供給開始日)午前0時から令和7年3月31日午後12時とする。

入札保証金及び契約保証金 免除

（供給の方法）

第3条 乙は甲が静岡県東部運転免許センターほかで使用する電気を需要に応じて供給するものとする。

（供給の保証）

第4条 乙が東京電力株式会社と締結する託送供給約款に定める、負荷変動対応電力契約の料金は乙が負担するものとする。

（検針日）

第5条 検針日は当該地域を管轄する一般送配電事業者が定める託送供給等約款の検針日によるものとする。

（検査）

第6条 乙が甲に供給する電力量は、甲の指定する検収員の検査を受けるものとする。

（料金の計算）

第7条 毎月の電気料金の計算方式は次のとおりとする。

毎月の電気料金＝基本料金＋電力量料金＋電気事業者による再生可能エネルギー電気の調達に関する特別措置法に基づく賦課金（以下「再エネ賦課金」という。）

ただし、基本料金、電力量料金及び再エネ賦課金は取引に係る消費税及び地方消費税相当額を含む。

（基本料金、電力量料金及び再エネ賦課金）

第8条 基本料金、電力量料金は次により算定する。

基本料金＝基本料金単価×契約電力×（185％－平均力率）

電力量料金＝電力量料金単価×使用電力量±燃料費調整単価

再エネ賦課金＝再エネ賦課金単価×使用電力量

ただし、基本料金、電力量料金及び再エネ賦課金は取引に係る消費税および地方消費税相当

額を含む。

(基本料金単価、電力量料金単価、燃料調整単価及び再生可能エネ賦課金単価)

第9条 基本料金単価、電力量料金単価、燃料費調整単価及び再エネ賦課金単価は、次のとおりとする。

基本料金単価	使用規模 1か月	_____円/kW (税込)
電力量料金単価	夏季	_____円/kWh (税込)
	その他季	_____円/kWh (税込)

燃料費調整単価：東京電力株式会社が適用する燃料費調整単価とする。

再エネ賦課金単価：電気事業者による再生可能エネルギー電気の調達に関する特別措置法により経済産業大臣が定めた経済産業省告示に基づき算定された値とする。

ただし、基本料金単価、電力量料金単価、燃料費調整単価及び再エネ賦課金単価は取引に係る消費税及び地方消費税額を含む。

(夏季、その他季)

第10条 夏季、その他季は、次のとおりとする。

夏 季 7月1日から9月30日まで

その他季 4月1日から6月30日まで及び10月1日から3月31日まで

(電力量)

第11条 単位は1キロワット時とし、小数点以下第1位を四捨五入する。

(力率)

第12条 力率は、その月の午前8時から午後10時までの時間における平均力率とする。単位は%とし、小数点以下第1位を四捨五入する。(瞬間力率が進み力率となる場合には、その瞬間力率は100%とする。) 平均力率の算定式は次のとおり

$$\text{平均力率} = \text{有効電力量} / \sqrt{(\text{有効電力量})^2 + (\text{無効電力量})^2} \times 100$$

(燃料費調整)

第13条 料金の算定にあたり、需要場所が電力供給区域に含まれる一般送配電事業者の適用する燃料費等調整単価により調整を行う。燃料費等調整単価は燃料価格調整項(従来の燃料費調整単価に相当する部分)と市場価格調整項(市場価格による調整)を含むものとする。

(再生可能エネルギーの固定価格買取制度に基づく賦課金)

第14条 電気事業者による再生エネルギー電気調達に関する特別措置法(再生可能エネルギーの固定価格買取制度)に基づく賦課金は、需要場所が電力供給区域に含まれる一般送配電事業者の適用する賦課金とする。

(支払方法)

第15条 乙は、検針後すみやかに前月分の電気料金の支払いを請求するものとし、甲は当該請求書が適法であると認められたときは、受理した日から別途定める日までに、甲の定める者が対価を支払わなければならない。

乙は、内訳明細を請求書とともに提示するものとする。

(契約の変更)

第16条 甲又は乙は、天災その他その責めに帰さない理由により、この契約を変更しようとするときは、その理由を記載した書面により、その相手方に申し出なければならない。

2 この契約締結後において、市場価格に著しい変動があった場合は、甲乙協議の上、第9条に規定する単価の変更を行うことができるものとする。

(損害賠償)

第17条 乙は、次のいずれかに該当したときは、直ちにその損害を被害者に賠償しなければならない。

(1) 天災その他乙の責めに帰さない理由による停電の場合を除き、停電により、乙が甲及び第三者に損害を与えたとき。

(2) この契約書の規定により契約が解除された場合において、乙が甲に損害を与えたとき。

(契約超過金)

第18条 甲はその月に契約電力を超えて電気を使用した場合は、乙の責めとなる理由による場合を除き、乙の請求により別途定める式で算出される契約超過金を支払わなければならない。

(契約の解除)

第19条 甲又は乙は、次のいずれかに該当するときは、この契約を解除することができる。

(1) 乙が天災その他不可抗力の原因によらないで、契約期間中に本契約を履行しないとき。

(2) 乙が本契約を履行する見込みがないと甲が認めるとき。

(3) 甲又は乙が、原則として60日前までに正当な理由を記載した書面により相手に申し出たとき。

(4) 甲がこの契約について不正の事実を発見したとき。

(5) 乙が故意または重大な過失により甲に損害を与えたとき。

(6) 次のアからキのいずれかに該当したとき。

ア 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号。以下「法」という。）第2条第2号に該当する団体（以下「暴力団」という。）

イ 個人又は法人の代表者が暴力団員等（法第2条第6号に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という。）又は暴力団員でなくなった日から5年を経過しない者をいう。以下同じ。）である者

ウ 法人の役員等（法人の役員又はその支店若しくは営業所を代表する者で役員以外の者をいう。）が暴力団員等である者

エ 自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を与える目的をもって暴力団又は暴力団員等を利用している者

オ 暴力団若しくは暴力団員等に対して、資金等提供若しくは便宜供与する等直接的又は積極的に暴力団の維持運営に協力し又は関与している者

カ 暴力団又は暴力団員等と社会的に非難されるべき関係を有している者

キ 相手方が暴力団又は暴力団員等であることを知りながら、下請契約、資材又は原材料の購入契約その他の契約を締結している者

(料金の精算)

第20条 甲又は乙が前条の規定によりこの契約を解除した場合は、甲が認める履行部分に相当する金額をもって精算する。

(合意管轄)

第21条 この契約に関する訴訟については、静岡地方裁判所を管轄裁判所とすることに合意する。

(定めのない事項の処理)

第22条 この契約に定めるもののほか、必要な事項については、甲乙協議の上、決定するものとする。

上記の契約の成立を証するため、この契約書2通を作成し、甲乙記名押印の上、各自その1通を所持する。

令和 年 月 日

(甲) 静岡市葵区追手町9番6号
静岡県知事 川勝平太

(乙)

(案)

静岡県東部運転免許センターほか需給仕様書

静岡県（以下「甲」という。）と_____（以下「乙」という。）との間で令和6年 月 日付けで締結した静岡県東部運転免許センター、三島警察署、沼津警察署、裾野警察署、富士警察署、富士宮警察署の電気需給については、契約書に定めるもののほか、この仕様書の定めるところによる。

1 概要

(1) 需要場所、契約電力、年間予定使用電力量

庁 舎	需 要 場 所	契約電力 (kW)	年 間 予 定 使用電力量 (kWh)
静岡県東部運転免許センター	静岡県沼津市足高字尾上241-10	227	443,000
三島警察署	静岡県三島市谷田194-1	141	425,000
沼津警察署	静岡県沼津市平町19-11	110	396,000
裾野警察署	静岡県裾野市平松620-1	112	331,000
富士警察署	静岡県富士市八代町3-55	130	513,000
富士宮警察署	静岡県富士宮市城北町160	95	293,000

(2) 業種及び用途

官公署(事務所)

2 仕様

(1) 電気方式、受電使用電圧、計量電圧、標準周波数、非常用自家発電設備、蓄熱槽
別紙1 庁舎概要一覧表のとおり

(2) 力率 100%を予定

(3) 契約期間の電力消費計画 別紙2 電力消費計画一覧表のとおり

(4) 過去3年間の電力消費実績 別紙3 電力消費実績一覧表のとおり

(5) 需給開始日、使用期間

ア 需給開始日 令和6年4月1日 午前0時

イ 使用期間 令和6年4月1日から令和7年3月31日まで

別紙1 庁舎概要一覧表

概要	1	庁舎名称	静岡県東部運転免許センター	三島警察署
	2	財産管理者	静岡県警察本部長	静岡県警察本部長
	3	需要場所	静岡県沼津市足高字尾上241-10	静岡県三島市谷田194-1
	4	庁舎事務窓口	静岡県警察本部総務部施設課	静岡県警察本部総務部施設課
	5	電話	054-271-0110	054-271-0110
	5	業種及び用途	官公署（事務所）	官公署（事務所）
仕様	1	受電電気方式	交流3相3線式	交流3相3線式
	2	受電使用電圧（標準電圧）	6,600ボルト	6,600ボルト
	3	計量電圧（標準電圧）	6,600ボルト	6,600ボルト
	4	標準周波数	50ヘルツ	50ヘルツ
	5	電気方式	1回線受電	1回線受電
	6	非常用自家発電設備	あり	あり
	7	蓄熱槽	なし	なし
	8	夏季ピーク時間における計画的負荷調整の可否	否	否
	(1)	調整時間	/	/
	(2)	最大電力、調整期間中最大電力		
	(3)	調整期間		
	9	予定使用電力量（令和6年4月1日から令和7年3月31日までの使用量見込）	443,000kWh	425,000kWh
	10	契約電力	227kW ただし、各月の契約電力はその1月の最大需要電力と前11月の最大需要電力のうち、いずれか大きい値とする	141kW ただし、各月の契約電力はその1月の最大需要電力と前11月の最大需要電力のうち、いずれか大きい値とする
	11	力率	平均100%を予定	平均100%を予定
	12	デマンドメーター	なし	なし
	13	契約期間の電力消費計画	別紙2電力消費計画一覧表を参照	別紙2電力消費計画一覧表を参照
	14	需要開始日	令和6年4月1日午前0時	令和6年4月1日午前0時
	15	契約期間	令和6年4月1日午前0時から令和7年3月31日午後12時まで	令和6年4月1日午前0時から令和7年3月31日午後12時まで
16	需給地点	東部運転免許センター敷地内の引込第1号柱上過電流ロック機構付高圧気中開閉器の電源側接続点	三島警察署敷地内の引込第1号柱上過電流ロック機構付高圧気中開閉器の電源側接続点	
17	電気工作物の財産分界点	需給地点に同じ	需給地点に同じ	
18	保安上の責任分界点	需給地点に同じ	需給地点に同じ	

別紙1 庁舎概要一覧表

概要	1	庁舎名称	沼津警察署	裾野警察署
	2	財産管理者	静岡県警察本部長	静岡県警察本部長
	3	需要場所	静岡県沼津市平町19-11	静岡県裾野市平松620-1
	4	庁舎事務窓口	静岡県警察本部総務部施設課	静岡県警察本部総務部施設課
	5	電話	054-271-0110	054-271-0110
	5	業種及び用途	官公署（事務所）	官公署（事務所）
仕様	1	受電電気方式	交流3相3線式	交流3相3線式
	2	受電使用電圧（標準電圧）	6,600ボルト	6,600ボルト
	3	計量電圧（標準電圧）	6,600ボルト	6,600ボルト
	4	標準周波数	50ヘルツ	50ヘルツ
	5	電気方式	1回線受電	1回線受電
	6	非常用自家発電設備	あり	あり
	7	蓄熱槽	なし	なし
	8	夏季ピーク時間における計画的負荷調整の可否	否	否
	(1)	調整時間	/	
	(2)	最大電力、調整期間中最大電力		
	(3)	調整期間		
	9	予定使用電力量（令和6年4月1日から令和7年3月31日までの使用量見込）	396,000kWh	331,000kWh
	10	契約電力	110kW ただし、各月の契約電力はその1月の最大需要電力と前11月の最大需要電力のうち、いずれか大きい値とする	112kW ただし、各月の契約電力はその1月の最大需要電力と前11月の最大需要電力のうち、いずれか大きい値とする
	11	力率	平均100%を予定	平均100%を予定
	12	デマンドメーター	なし	あり
	13	契約期間の電力消費計画	別紙2電力消費計画一覧表を参照	別紙2電力消費計画一覧表を参照
	14	需要開始日	令和6年4月1日午前0時	令和6年4月1日午前0時
	15	契約期間	令和6年4月1日午前0時から令和7年3月31日午後12時まで	令和6年4月1日午前0時から令和7年3月31日午後12時まで
16	需給地点	沼津警察署敷地のキャビネット内過電流ロック形高圧交流気中負荷開閉器電源側接続点（略称：UGS電源側接続点）	裾野警察署敷地内の引込第1号柱上過電流ロック機構付高圧気中開閉器の電源側接続点	
17	電気工作物の財産分界点	需給地点に同じ	需給地点に同じ	
18	保安上の責任分界点	需給地点に同じ	需給地点に同じ	

別紙1 庁舎概要一覧表

概要	1	庁舎名称	富士警察署	富士宮警察署
	2	財産管理者	静岡県警察本部長	静岡県警察本部長
	3	需要場所	静岡県富士市八代町3-55	静岡県富士宮市城北町160
	4	庁舎事務窓口	静岡県警察本部総務部施設課	静岡県警察本部総務部施設課
	5	電話	054-271-0110	054-271-0110
	5	業種及び用途	官公署（事務所）	官公署（事務所）
仕様	1	受電電気方式	交流3相3線式	交流3相3線式
	2	受電使用電圧（標準電圧）	6,600ボルト	6,600ボルト
	3	計量電圧（標準電圧）	6,600ボルト	6,600ボルト
	4	標準周波数	50ヘルツ	50ヘルツ
	5	電気方式	1回線受電	1回線受電
	6	非常用自家発電設備	あり	あり
	7	蓄熱槽	なし	なし
	8	夏季ピーク時間における計画的負荷調整の可否	否	否
	(1)	調整時間	/	
	(2)	最大電力、調整期間中最大電力		
	(3)	調整期間		
	9	予定使用電力量（令和6年4月1日から令和7年3月31日までの使用量見込）	513,000kWh	293,000kWh
	10	契約電力	130kW	95kW
			ただし、各月の契約電力はその1月の最大需要電力と前11月の最大需要電力のうち、いずれか大きい値とする	ただし、各月の契約電力はその1月の最大需要電力と前11月の最大需要電力のうち、いずれか大きい値とする
	11	力率	平均100%を予定	平均100%を予定
	12	デマンドメーター	なし	なし
	13	契約期間の電力消費計画	別紙2電力消費計画一覧表を参照	別紙2電力消費計画一覧表を参照
	14	需要開始日	令和6年4月1日午前0時	令和6年4月1日午前0時
15	契約期間	令和6年4月1日午前0時から令和7年3月31日午後12時まで	令和6年4月1日午前0時から令和7年3月31日午後12時まで	
16	需給地点	富士警察署敷地内の引込第1号柱上過電流ロック機構付高圧気中開閉器の電源側接続点	富士宮警察署敷地内の第1号柱上過電流ロック機構付高圧気中開閉器の電源側接続点	
17	電気工作物の財産分界点	需給地点に同じ	需給地点に同じ	
18	保安上の責任分界点	需給地点に同じ	需給地点に同じ	

別紙 2

電力消費計画一覧表

1 静岡県東部運転免許センター

静岡県東部 運転免許センター	月	予定 力率	予定 最大電力		予定電力量	備考
	4月	100%	178	kW	33,000 kWh	
	5月	100%	167	kW	31,000 kWh	
	6月	100%	204	kW	38,000 kWh	
	7月	100%	225	kW	43,000 kWh	
	8月	100%	226	kW	46,000 kWh	
	9月	100%	227	kW	45,000 kWh	
	10月	100%	217	kW	35,000 kWh	
	11月	100%	194	kW	32,000 kWh	
	12月	100%	173	kW	33,000 kWh	
	1月	100%	179	kW	38,000 kWh	
	2月	100%	178	kW	36,000 kWh	
	3月	100%	180	kW	33,000 kWh	
計					443,000 kWh	

夏季 134,000
 その他 309,000
 合計 443,000

※表中の月は電力量計量期間の初日の属する月とする。

2 三島警察署

三島 警察署	月	予定 力率	予定 最大電力		予定電力量	備考
	4月	100%	60	kW	24,000 kWh	
	5月	100%	63	kW	26,000 kWh	
	6月	100%	124	kW	35,000 kWh	
	7月	100%	136	kW	50,000 kWh	
	8月	100%	141	kW	53,000 kWh	
	9月	100%	128	kW	40,000 kWh	
	10月	100%	80	kW	28,000 kWh	
	11月	100%	84	kW	27,000 kWh	
	12月	100%	92	kW	38,000 kWh	
	1月	100%	96	kW	40,000 kWh	
	2月	100%	90	kW	34,000 kWh	
	3月	100%	82	kW	30,000 kWh	
計					425,000 kWh	

夏季 143,000
 その他 282,000
 合計 425,000

※表中の月は電力量計量期間の初日の属する月とする。

別紙 2

電力消費計画一覧表

3 沼津警察署

沼津警察署	月	予定 力率	予定 最大電力		予定電力量	備考
	4月	100%	67	kW	27,000 kWh	
	5月	100%	96	kW	30,000 kWh	
	6月	100%	106	kW	35,000 kWh	
	7月	100%	108	kW	45,000 kWh	
	8月	100%	110	kW	46,000 kWh	
	9月	100%	110	kW	34,000 kWh	
	10月	100%	74	kW	29,000 kWh	
	11月	100%	76	kW	28,000 kWh	
	12月	100%	78	kW	32,000 kWh	
	1月	100%	80	kW	34,000 kWh	
	2月	100%	75	kW	28,000 kWh	
	3月	100%	63	kW	28,000 kWh	
計					396,000 kWh	

夏季 125,000
 その他 271,000
 合計 396,000

※表中の月は電力量計量期間の初日の属する月とする。

4 裾野警察署

裾野警察署	月	予定 力率	予定 最大電力		予定電力量	備考
	4月	100%	82	kW	24,000 kWh	
	5月	100%	61	kW	21,000 kWh	
	6月	100%	74	kW	25,000 kWh	
	7月	100%	71	kW	28,000 kWh	
	8月	100%	83	kW	32,000 kWh	
	9月	100%	89	kW	30,000 kWh	
	10月	100%	76	kW	23,000 kWh	
	11月	100%	51	kW	22,000 kWh	
	12月	100%	95	kW	29,000 kWh	
	1月	100%	112	kW	36,000 kWh	
	2月	100%	103	kW	34,000 kWh	
	3月	100%	100	kW	27,000 kWh	
計					331,000 kWh	

夏季 90,000
 その他 241,000
 合計 331,000

※表中の月は電力量計量期間の初日の属する月とする。

別紙 2

電力消費計画一覧表

5 富士警察署

富士警察署	月	予定 力率	予定 最大電力		予定電力量	備考
	4月	100%	90	kW	38,000 kWh	
	5月	100%	82	kW	31,000 kWh	
	6月	100%	108	kW	32,000 kWh	
	7月	100%	123	kW	43,000 kWh	
	8月	100%	130	kW	59,000 kWh	
	9月	100%	125	kW	61,000 kWh	
	10月	100%	122	kW	42,000 kWh	
	11月	100%	74	kW	31,000 kWh	
	12月	100%	102	kW	36,000 kWh	
	1月	100%	108	kW	47,000 kWh	
	2月	100%	110	kW	49,000 kWh	
	3月	100%	106	kW	44,000 kWh	
計					513,000 kWh	

夏季 163,000
 その他 350,000
 合計 513,000

※表中の月は電力量計量期間の初日の属する月とする。

6 富士宮警察署

富士宮警察署	月	予定 力率	予定 最大電力		予定電力量	備考
	4月	100%	63	kW	19,000 kWh	
	5月	100%	46	kW	18,000 kWh	
	6月	100%	80	kW	20,000 kWh	
	7月	100%	80	kW	25,000 kWh	
	8月	100%	84	kW	33,000 kWh	
	9月	100%	95	kW	33,000 kWh	
	10月	100%	88	kW	24,000 kWh	
	11月	100%	51	kW	19,000 kWh	
	12月	100%	73	kW	24,000 kWh	
	1月	100%	81	kW	28,000 kWh	
	2月	100%	77	kW	28,000 kWh	
	3月	100%	83	kW	22,000 kWh	
計					293,000 kWh	

夏季 91,000
 その他 202,000
 合計 293,000

※表中の月は電力量計量期間の初日の属する月とする。

別紙3 電力消費実績一覧表

1 静岡県東部運転免許センター

庁舎	最大使用量 (kW)			
	年度	R2	R3	R4
静岡県東部運転免許センター	4月	178	175	166
	5月	167	130	127
	6月	143	204	198
	7月	225	218	211
	8月	226	224	217
	9月	227	206	211
	10月	217	201	143
	11月	194	166	130
	12月	139	173	167
	1月	179	178	171
	2月	178	177	170
	3月	180	178	136
	合計	421,661	447,362	436,890

庁舎	使用電力量 (kWh)			
	年度	R2	R3	R4
静岡県東部運転免許センター	4月	34,739	37,271	26,494
	5月	27,337	33,019	31,936
	6月	29,935	42,793	38,965
	7月	31,309	47,824	47,914
	8月	36,918	49,418	49,147
	9月	52,429	41,609	38,083
	10月	42,265	32,021	29,420
	11月	32,092	31,754	29,381
	12月	32,102	33,459	30,838
	1月	33,820	39,896	37,425
	2月	36,304	33,769	35,871
	3月	32,411	24,529	41,416
	合計	421,661	447,362	436,890

※表中の月は電力量計量期間の初日の属する月とする。

2 三島警察署

庁舎	最大使用量 (kW)			
	年度	R2	R3	R4
三島警察署	4月	59	54	60
	5月	54	58	63
	6月	116	112	124
	7月	136	103	108
	8月	141	111	114
	9月	128	101	106
	10月	53	80	69
	11月	84	84	77
	12月	92	80	78
	1月	96	86	84
	2月	83	90	79
	3月	76	82	63
	合計	446,318	400,852	412,173

庁舎	使用電力量 (kWh)			
	年度	R2	R3	R4
三島警察署	4月	22,572	22,024	26,169
	5月	25,416	24,679	26,907
	6月	39,897	30,403	33,949
	7月	54,535	47,452	45,930
	8月	63,112	47,617	48,091
	9月	41,442	38,036	37,753
	10月	23,888	28,421	29,179
	11月	28,233	25,168	27,369
	12月	41,278	34,063	37,295
	1月	42,454	38,094	37,848
	2月	34,987	32,854	32,345
	3月	28,504	32,041	29,338
	合計	446,318	400,852	412,173

※表中の月は電力量計量期間の初日の属する月とする。

別紙3 電力消費実績一覧表

3 沼津警察署

庁舎	最大使用量 (kW)			
	年度	R2	R3	R4
沼津警察署	4月	67	64	59
	5月	67	96	64
	6月	106	104	102
	7月	108	104	104
	8月	110	103	102
	9月	110	101	103
	10月	74	68	65
	11月	76	72	54
	12月	78	76	76
	1月	80	77	79
	2月	74	74	75
	3月	63	63	50

庁舎	使用電力量 (kWh)			
	年度	R2	R3	R4
沼津警察署	4月	28,241	26,320	26,257
	5月	30,157	29,057	28,760
	6月	34,055	31,951	36,722
	7月	45,149	44,704	44,066
	8月	52,604	41,947	42,845
	9月	35,596	34,916	30,179
	10月	31,510	29,164	24,759
	11月	30,038	27,494	24,563
	12月	33,168	31,178	31,162
	1月	33,664	33,889	32,550
	2月	28,241	28,960	25,760
	3月	28,696	28,965	24,204
合計	411,119	388,545	371,827	

※表中の月は電力量計量期間の初日の属する月とする。

4 裾野警察署

庁舎	最大使用量 (kW)			
	年度	R2	R3	R4
裾野警察署	4月	82	65	43
	5月	52	41	61
	6月	74	59	74
	7月	67	71	69
	8月	83	82	75
	9月	89	82	62
	10月	76	71	40
	11月	47	41	51
	12月	85	83	95
	1月	112	98	108
	2月	97	103	93
	3月	100	98	45

庁舎	使用電力量 (kWh)			
	年度	R2	R3	R4
裾野警察署	4月	27,113	23,210	20,535
	5月	21,256	19,144	21,554
	6月	23,682	21,700	26,729
	7月	26,075	26,452	29,024
	8月	30,957	33,811	29,273
	9月	36,336	31,360	22,204
	10月	23,206	23,127	20,246
	11月	21,481	20,697	23,032
	12月	26,695	26,391	31,828
	1月	36,197	33,546	36,396
	2月	36,427	37,705	25,413
	3月	29,492	29,832	21,479
合計	338,917	326,975	307,713	

※表中の月は電力量計量期間の初日の属する月とする。

別紙3 電力消費実績一覧表

5 富士警察署

庁舎	最大使用量 (kW)			
	年度	R2	R3	R4
富士警察署	4月	82	90	66
	5月	82	59	63
	6月	57	61	108
	7月	104	95	123
	8月	109	114	130
	9月	123	123	125
	10月	122	106	69
	11月	74	74	68
	12月	71	87	102
	1月	99	101	108
	2月	103	110	94
	3月	97	106	86
	合計	519,947	496,378	504,758

庁舎	使用電力量 (kWh)			
	年度	R2	R3	R4
富士警察署	4月	43,588	39,448	28,756
	5月	34,731	27,798	29,586
	6月	28,260	28,920	35,868
	7月	37,084	31,668	59,369
	8月	57,216	56,846	62,546
	9月	65,389	61,827	52,918
	10月	56,462	38,300	29,118
	11月	30,874	31,668	28,871
	12月	31,175	30,104	46,047
	1月	42,695	47,806	50,092
	2月	49,556	53,332	42,257
	3月	42,917	48,661	39,330
	合計	519,947	496,378	504,758

※表中の月は電力量計量期間の初日の属する月とする。

6 富士宮警察署

庁舎	最大使用量 (kW)			
	年度	R2	R3	R4
富士宮警察署	4月	57	63	36
	5月	46	39	40
	6月	41	45	80
	7月	80	80	79
	8月	82	81	84
	9月	83	95	80
	10月	88	82	42
	11月	47	47	51
	12月	68	51	73
	1月	77	74	81
	2月	76	77	68
	3月	73	83	50
	合計	300,491	280,764	282,991

庁舎	使用電力量 (kWh)			
	年度	R2	R3	R4
富士宮警察署	4月	19,997	20,361	15,481
	5月	17,708	17,039	17,496
	6月	18,890	18,598	22,191
	7月	23,496	19,540	30,558
	8月	32,190	32,644	33,610
	9月	37,545	32,903	27,950
	10月	26,103	26,417	18,355
	11月	21,164	18,971	16,746
	12月	22,197	18,891	28,409
	1月	28,390	23,316	31,487
	2月	29,943	28,367	23,097
	3月	22,868	23,717	17,611
	合計	300,491	280,764	282,991

※表中の月は電力量計量期間の初日の属する月とする。